

(月刊 国際法務戦略 連載)

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第40回

著作権(2)

黒田法律事務所 萱野 純子・山上祥吾

Sumiko Kayano, Shogo Yamagami / Kuroda Law Offices

本連載では、前回から中華人民共和国著作権法(以下「著作権法」という)及び中華人民共和国著作権法実施条例(以下「実施条例」という)についての基本的な問題を取り上げているが、今回は、職務著作及び著作権の保護期間に関する基本的な問題について検討する。

職務著作

Q4 日本企業A社は、中国において独資企業B会社の設立を予定していますが、B会社の業務内容からすると、B会社のある業務部門の従業員が業務遂行の過程において著作物を創作する可能性があるかと予想されます。

そこで、現在、A社内において以下の問題が検討されています。

- (1) 当該著作物の著作権をB会社が享有するようにしたい場合、どのようにすればよいのでしょうか。
- (2) 当該著作物の著作権をB会社が享有することになった場合、B会社は、当該著作物を創作した従業員に対し、報奨金を支払う必要があるのでしょうか。
- (3) 当該著作物の著作権を、著作物を創作した従業員が享有することになった場合、B会社には何か権利があるのでしょうか。あるとすれば、どのような権利があるのでしょうか。

A4 (1) 当該著作物の著作権をB会社が享有するためには、B会社の従業員がB会社において履行すべき職責を果たすために創作した職務著作物についてはB会社が著作権を有する、とする内容の就業規則の規定を、

B公司において制定すべきであると考えます。そして、これにより、B公司は当該職務著作物の著作権のうちの署名権以外の権利を享有することができます。

(2)(1)の回答のように、職務著作物を創作した従業員が著作権のうちの署名権のみを享有し、著作権のその他の権利はB会社が享有することになった場合であっても、従業員が職務著作物を創作した場合にはB会社が報奨金を与える旨のB会社と従業員との間の契約又はB会社の就業規則の規定が存在しない限り、B会社は当該従業員に報奨金を支払う必要はありません。もっとも、従業員に対しインセンティブを与えるという見地からすれば、B会社は上記(1)の回答と同様に就業規則に規定を設ける等の方法により、著作物を創作した従業員にある程度の報奨金を与える方が適当であると考えます。

(3) B会社が当該従業員と(1)に述べたような著作権の帰属に関する契約を締結していなかった場合、従業員の創作した職務著作物に関する著作権のすべての権利は、当該従業員が享有することになります。しかし、その場合であっても、B会社は、その業務の範囲内において優先的に当該著作物を無償で使用する権利を有していると解されます。また、B会社は、当該職務著作物の完成後2年以内は、当該従業員が第三者に対し、B会社と同じ方式(複製、上映、翻訳等)で当該著作物を使用させることに対する同意権を有しています。さらに、B会社は、当該従業員が第三者に対しB会社と同じ方式で当該職務著作物を使用させることに同意した場合は、当該従業員が使用許諾して得た報酬につき、当該従業員とB会社との約定に従った分配を求めることができます。

1. 著作権の帰属に関する原則

著作権法第11条第1項は、著作権が原則として著作者に帰属する旨を規定し、著作権法第11条第2項は、著作物を創作した公民が原則として著作者となることを規定している。もっとも、著作者は自然人に限るものではなく、著作権法第11条第3項は例外として、法人又はその他の組織(以下「法人等」という)が主宰し、法人等の意思を代表して創作し、かつ法人等が責任を負う著作物については、法人等を著作者とみなす旨を規定している。

2. 職務著作物における著作権の帰属

上記の著作権法第11条第1項本文の例外として、著作権法第16条は、著作者以外の者が著作物の創作の時から著作権者となりうることを規定している。

すなわち、著作権法第16条第1項本文及び第2項は、公民が法人等の業務責任（実施条例第11条第1項によれば、「業務責任」とは、公民が当該法人等において履行しなければならない職責をいう）を果たすために創作したいいわゆる職務著作物につき、原則として著作者が著作権を享有するものの、著作権法第16条第2項各号に該当する職務著作物については、例外として著作者は著作権のうちの署名権のみを享有し、著作権のその他の権利は法人等が享有する旨を規定しているのである。そして、著作権法第16条第2項各号が規定する例外の内容は、以下（1）（2）の通りである。

- （1）主に法人等の物質的技術的条件を使って創作し、かつ法人等が責任を負う工事設計図、製品設計図、地図、コンピュータソフトウェア等の職務著作物。
- （2）法律、行政法規又は契約によって著作権を法人等が享有する旨を定められた職務著作物。

もっとも、上記のうち（1）については、「主に法人等の物質的技術的条件を使って創作」や、「法人等が責任を負う」との文言が明確とはいえないため、法人等が、著作権法第16条第2項各号の規定を根拠として自己に著作権が帰属することを著作物を創作した従業員に対して主張した場合、当該従業員との間で紛争が生じるおそれがある。そこで、従業員との間の著作権の帰属をめぐる紛争を回避するため、上記（2）の規定に従って、従業員との関係では、例えば、法人等がその就業規則において、職務著作物の著作権は法人等有するとする旨の内容の規定を定め、職務著作物の著作権の帰属を明確にしておくべきである。この点、上記（2）は「契約」と規定しているが、基本的事項を定める個別の労働契約において、職務著作物の著作権の帰属という問題まで規定することは現実的ではないため、一般的には、就業規則等の内部規則において職務著作物の著作権の帰属を規定し、従業員との間の労働契約では従業員に対し就業規則を遵守させる義務を課して対応すべきであろう。

なお、前回の連載において述べたように、署名権とは著作者の身分を表示

し、著作物に署名をする権利をいい（著作権法第10条第1項第2号）作者の人格権の1つである。そして、この署名権はそもそも使用許諾の対象とならず（著作権法第10条第2項）かつ譲渡の対象にもならない（著作権法25条第1項）したがって、署名権が作者である従業員に残ったとしても、当該従業員の要求に従って著作物に当該従業員の署名をしていれば、署名権を除く著作権を享有する法人にとって影響がないケースが多いと思われる。

3. 職務著作物の創作に対する報奨金

著作権法第16条は、上記のように職務著作物に関する著作権の帰属を定める他、職務著作物の利害関係人相互間の利益を調整する内容の規定も置いている。すなわち、著作権法第16条第2項は、作者が著作権のうちの署名権のみを有し、著作権のその他の権利を法人等が享有する場合でも、作者の創作により当該著作物が生じたことに鑑み、法人等は作者に報奨を与えることができる旨を規定している。

もっとも、上記の規定の通り、著作権法第16条第2項の規定する報奨金の支払いは法律によって強制されたものではなく、報奨金を支払うか否かは当該法人等が任意に決めることができる事項である。この点は、中華人民共和国特許法実施細則が第74条第1項において、「特許権を付与された国有企業、事業単位は、特許権が公告された日から3ヵ月以内に発明者又は考案者に奨金を支給しなければならない。」と規定していることと大きく異なっている。

したがって、例えば著作物を創作した従業員が署名権のみを享有し、著作権のその他の権利は法人等が享有することになった場合であっても、法人等と当該従業員との間で、当該従業員が著作物を創作した場合には報奨金を与える旨の契約や、就業規則の規定がない限りは、当該法人等は当該従業員に対し報奨金を支払う必要はない。もっとも、当該法人が営利を目的とする企業であり、従業員が著作物を創作することにより利益を得ることを考えている場合には、従業員に対しインセンティブを与え、従業員の創作活動を奨励することが適当であると思われる。したがって、従業員の創作活動を奨励することを考えている企業は、事前にその就業規則において、職務著作物を創作した従業員に対してある程度の報奨金を与える旨の規定を制定する等の方法により、従業員との間の権利関係を明確にしておくべきである。

4. 職務著作物の著作権が著作者に帰属した場合の法人等の権利

上述のように、職務著作物が著作権法第16条第2項各号の要件をみたす場合には、従業員が職務著作物を創作したとしても、当該職務著作物の署名権を除く著作権は当該法人等が享有することになる。しかし、職務著作物が著作権法第16条第2項各号の要件をみたさない場合には、従業員が職務著作物を創作すると、当該職務著作物の著作権のすべての権利を当該従業員が享有するという事態が生じることになる。

もっとも、その場合であっても、著作権法及び実施条例は法人等の利益を確保する規定を設けている。すなわち、著作権法第16条第1項但書は、著作権法第16条第1項本文の原則により職務著作物の著作者が著作権のすべての権利を享有する場合でも、当該職務著作物の創作が法人等における業務の一環となされたことに鑑み、法人等はその業務の範囲内において、優先的に当該職務著作物を使用する権利を有する旨を規定し、さらに、当該著作者は、当該職務著作物の完成後2年以内は、当該法人等の同意がない限り当該法人等と同じ方式で当該職務著作物を使用することを第三者に許諾できない旨を規定している。そして、法人等によるその業務の範囲内での当該職務著作物の使用は、無償であると解される。なぜなら、後述のように、実施条例には、著作者の第三者に対する使用許諾の結果得られた報酬の分配規定が存在し（実施条例第12条第1項）、著作者が使用許諾した第三者に対して報酬を請求できることを前提としているのに対し、法人等がその業務の範囲内で当該職務著作物を利用する場合の著作者に対する対価の支払については著作権法及び実施条例に規定がないからである。

なお、旧実施条例第14条第1項は、上記のように法人等が当該職務著作物についての優先的使用権を得ている場合で、当該職務著作物の完成後2年以内に単位（法人等）がその業務の範囲内でこれを使用する予定がないときには、著作者は単位に対し、第三者が単位と同じ方法で使用することに同意するよう求めることができ、単位は正当な理由なくこれを拒否してはならない旨を規定していた。しかし、この旧実施条例第14条第1項の規定は2002年9月15日の実施条例の改正により削除されたため、法人等は当該職務著作物の完成後2年間、業務のその時々の実情に応じて、自由に著作者である従業員に上記同意を与えるか否かを決定できるようになり、職務著作物に対する法人等の利益が一層保護されることになった。

また、実施条例第12条第1項は、職務著作物完成後の2年以内に、著作者が単位の同意を得て、第三者に対し単位と同じ方法で著作物を使用することを許諾して得た報酬は、著作者と単位が約定の比率に従って分配する旨を規定している。そして、上記のように、法人等は、職務著作物の完成後2年以内は、当該著作者が第三者に対し著作物を使用することを同意するか否かを決定できる権利を有している以上、法人等は、当該同意を与える際に、著作者が第三者に当該職務著作物の使用を許諾することによって得られる報酬から分配を受けることを、著作者との間で約定する機会があると考えられる。したがって、法人等が従業員との間で当該約定を締結した場合には、職務著作物を創作しその法人等と同じ方式での使用を第三者に許諾した従業員に対し、従業員が受け取るライセンスフィーの当該約定に従った分配を求めることができる。

権利の保護期間

Q5 日本企業A社内では、著作権の保護期間につき、以下の問題が検討されています。

(1) A社は、中国企業C会社が著作者となっている中国で公表された著作物の著作権につき、C公司をライセンサー、A社をライセンシーとする使用許諾契約を締結することを考えています。そこで、当該使用許諾契約におけるライセンスフィーの額を検討する際に、中国企業であるC公司の著作権の中国における保護期間を考慮に入れる予定ですが、その保護期間はどのくらいなのでしょう。

A社には、C公司が創作した未公表の著作物について、C公司の公表後にC公司から使用許諾を受けるという案件もあるのですが、このような未公表の著作物の保護期間はどれくらいなのでしょう。

(2) A社は、A社が著作者となっている日本で公表された著作物の著作権を、A社をライセンサーとし、中国企業D公司をライセンシーとする使用許諾契約を締結することによってD公司に利用させ、その対価としてライセンスフィーを得ることを考えています。そこで、当該使用許諾契約におけるライセンスフィーの額を検討する際に、日本企業であるA社の著作権の中国における保護期間を考慮に入れる予定ですが、その保護期間はどれくらいなのでしょう。

A5(1) 中国で公表されたC会社の著作物の著作権は、当該著作物の中国における最初の公表の時から50年間、中国において保護されることとなります。

C会社が創作した当該未公表の著作物の著作権は、当該著作物が創作完成後50年以内に公表された場合に、当該最初の公表の時から50年間保護されることとなります。

(2) 日本で公表された日本企業A社の著作物の著作権は、当該著作物の日本における最初の公表の時から50年間、中国において保護されることとなります。

1. 著作権の保護期間の原則

著作権の保護期間について、著作権法第20条は、著作者の署名権、修正権、同一性保持権の保護期間は制限を受けないと規定している。他方、著作権法第21条第1項は、公民の著作物について、その発表権及び著作権法第10条第1項第5号から第17号までに規定されている権利（複製権、発行権、賃貸権、展覽権、上演権、上映権、放送権、情報ネットワーク伝達権、制作権、改編権、翻訳権、編集権、及び著作権者が有すべきその他の権利）の保護期間を、著作者の生涯及びその死亡後50年とする旨を定めている。

2. 法人等の著作物の著作権の保護期間

(1) 著作権法第21条第2項本文は、法人等の著作物及び署名権を除く著作権を法人等が享有する職務著作物につき、その発表権及び著作権法第10条第1項第5号から第17号までに定める権利の保護期間を50年とし、著作物の最初の公表から50年目の12月31日まで存続する旨を規定している。したがって、中国で公表された中国企業の著作物の著作権は、当該著作物の中国における最初の公表の時から50年間、中国において保護されることになる。

(2) これに対し、著作権法第21条第2項但書は、著作物が創作の完成後50年以内に公表されなかったときは、当該著作物を保護しない旨を規定している。このような著作権法21条第2項本文及び但書の規定を総合すると、すでに創作されたものの、いまだ公表されていない著作物の著作権は、当該著作物が創作完成後50年以内に公表されれば、当該最初の公表の時から50年間保護

されることになる。

3. 外国企業の著作物の著作権の保護期間

前回の連載で、著作権法第2条第2項が、外国人の著作物は、その著作者の所属国又は継続的居住地国と中国との間で締結されている協定又は共に加盟している国際条約に基づいて著作権を享有する旨を規定しており、日本企業の著作権は、日本における創作の事実だけで中国において著作権法の保護を受けることができることを述べた。

したがって、日本企業が著作者となっている著作物の著作権は、中国において、中国の法人等が著作者となっている著作物の著作権同様、当該著作物が創作の完成後50年以内に公表されれば、当該最初の公表の時から50年目の12月31日まで保護されることになる（著作権法第21条第2項本文）。